

貸ビルを買い受けた 不動産業者による 立退請求

普通建物賃貸借の 更新拒絶・解約申入の正当事由とは？

講師

見玉 譲氏

飯沼総合法律事務所
パートナー弁護士

東京大学法学部卒業、昭和62年第一東京弁護士会登録、飯沼総合法律事務所に入所、平成18年より同法律事務所パートナー弁護士。アセットマネジメント会社や債権回収会社の取締役を歴任。

不動産取引にかかる契約や法的トラブルの処理、相続・遺言に関わる相談や対応、企業法務とくに企業再生やMAに関わる相談や対応。

【主な執筆、講演等】

- ・全国賃貸住宅新聞社発行「家主と地主」にビルオーナーのためのQ&Aを投稿
- ・(株)不動産経営ジャーナル発行「週刊不動産経営」にビルオーナーや売買関係者のためのQ&Aを連載中、また同社主催の毎年秋季の「不動産ソリューションフェア」講演



東京会場

オンラインLIVE

12/10 (火) 17:00-19:00

資産税ビジョン
会員募集中!

会場

ビジョンセンター浜松町

定員

会場:先着30名 オンライン:無制限

※ オンラインLIVE講座はチャットによる質問が可能

受講料
(税込)

一般

東京会場

オンラインLIVE

20,000円

会員

無料

見逃し
視聴

資産税ビジョン会員

会員の方は見逃し視聴できます
(3営業日後12:00から6ヶ月間)
当該セミナーページからお申込の上、
オンラインでご視聴ください。

お申込み・詳しい講座内容は裏面をご覧ください。

1. 普通建物賃貸借契約を終了させる行為
更新拒絶または解約申入れが必要
中途解約条項がないときは
2. 更新拒絶又は解約申入れには正当事由が必要
普通建物賃貸借と定期建物賃貸借
定期建物賃貸借の場合も要注意
3. 正当事由とは何か
立退料を支払えばよいのか
築年数が経過していればよいのか
建物が老朽化していればよいのか
耐震強度不足ならよいのか
4. 正当事由を基礎づける各要素
建物使用の必要性の比較
建物の利用の状況や環境
5. 建替えの必要性を基礎づけるもの
賃貸人の建物使用の必要性と建替えの必要性
耐震補強工事との関係
建替えの必要性と賃借人の退去の不利益
6. 正当事由と立退料の関係
立退料を積みばよいのか
7. 立退料とは何か
賃料〇〇ヶ月分という基準はあるのか
いろいろな要素があること
裁判所鑑定と賃貸人としての同意可能性



資産税ビジョン

プレミアム スタンダード

選べるコース、受講方法。
税理士の未来を創り出す！
資産税セミナーサブスク



会場案内 **ビジョンセンター浜松町** 東京都港区浜松町2-8-14 浜松町Tビル4F,5F,6F TEL:03-6262-3553

・JR山手線・京浜東北線「浜松町駅(南口-S5階段・金杉橋方面)」徒歩3分 ・都営大江戸線・浅草線 「大門駅(A1出口)」徒歩5分
・東京モノレール羽田空港線 「モノレール浜松町駅(南口-1出口)」徒歩3分

お申込み方法

必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。折り返し受付確認票を送付いたします。HPからもお申込みいただけます。

FAX送信先 03-5539-3751 HPからのお申込みはこちら <http://farbe-net.com/>

12/10(火)「貸ビルを買い受けた不動産業者による立退請求」申込書

受講形式 ※いずれかの項目にチェックを入れてください。

会場受講 (20,000円) オンラインLIVE (20,000円)

会員種別 ※いずれかの項目にチェックを入れてください。

資産税ビジョン 会員 一般

参加者名 | フリガナ 事務所名

ご住所 〒

TEL FAX

E-mail